

その他の助成制度等

1 住まいの防犯対策助成

P.28 の安全・安心おまかせ出前相談を受けた方が、ご自宅の防犯対策を行った場合に、費用の一部を助成します。

1. 助成対象
安全・安心おまかせ出前相談を受けた区民の方
2. 対象設備
防犯性能の高い錠の取付けや交換、窓への防犯フィルムの張付け、補助錠の取付け等
3. 利用方法
指定の様式に必要書類を添付して申し込む。
4. 助成額
防犯対策に要した経費が5千円以上の場合に、2分の1を助成(上限額1万円)

<問合せ先>

総務部 防災危機管理課 防災危機管理担当

電話 3546-5087

2 サービス付き高齢者向け住宅の事業者募集

区では、住宅のバリアフリー化や緊急時対応サービスなど、高齢者が住みやすい基準で計画されたサービス付き高齢者向け住宅を建設していただける事業者を募集しています。選定された事業者に対して、建設費や家賃減額費等にかかる費用の一部を助成します。なお、募集期間がありますので、くわしくはお問い合わせください。

1. 事業者資格	
建物の名義人となる方で、区内に土地を所有している個人または法人	
2. 募集戸数	
1棟 30戸程度	
3. 助成額	
供給計画策定費	建築計画費などの2/3を助成(限度額200万円)
整備費	サービス付き高齢者向け住宅 住宅建設費の1/5を助成(1戸/200万円を上限)
家賃減額補助	一定所得以下の入居者に対して家賃を減額 (限度額4万円/月・戸)

<問合せ先>

都市整備部 住宅課 計画指導係

電話 3546-5466

3 建築物耐震補強等助成制度

民間建築物の耐震診断、補強設計、耐震補強工事等に要する費用の一部を助成します。

		項目	助成金の限度額等
木造建築物	住宅	簡易耐震診断	・無料（区職員が実施します） 申込みのないお宅に区の職員が伺うことはありません。
		耐震診断・補強計画	・診断・補強計画費用の全額（限度額なし）
		耐震補強工事	・工事費用の1/2（限度額 300万円） ・高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額（限度額 300万円）
		簡易補強工事 （一部屋補強等）	・工事費用の1/2（限度額 150万円） ・高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額（限度額 150万円）
木造建築物以外	住宅	耐震診断	・診断費用の全額（限度額 50万円）
		補強設計	・設計費用の全額（限度額 50万円）
		耐震補強工事	・工事費用の1/2（限度額 300万円） ・高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額（限度額 300万円）
	分譲マンション	耐震診断	・診断費用の2/3（限度額 200万円） （管理組合が申請者であることなど）
		補強設計	・設計費用の2/3（限度額 200万円） （管理組合が申請者であることなど）
		耐震補強工事	・工事費用の1/2（限度額 3,000万円） （管理組合が申請者であることなど） 段階的耐震補強工事に対する助成制度もあります。（限度額 1,500万円）詳しくはお問い合わせください。
	賃貸マンション	耐震診断	・診断費用の2/3（限度額 200万円） （所有者が法人の場合は中小企業であることなど）
		補強設計	・設計費用の2/3（限度額 100万円） （所有者が法人の場合は中小企業であることなど）
		耐震補強工事	・工事費用の1/2（限度額 1,500万円） （所有者が法人の場合は中小企業であることなど）

		項目	助成金の限度額等	
木造建築物以外	緊急輸送道路沿道等	住宅	耐震診断	・ 診断費用の全額 (限度額 100 万円)
			補強設計	・ 設計費用の全額 (限度額 50 万円)
			耐震補強工事	・ 工事費用の 2/3 (限度額 300 万円) ・ 高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額 (限度額 300 万円)
	分譲マンション	耐震診断	・ 診断費用の 2/3 (限度額 400 万円) (管理組合が申請者であることなど)	
		補強設計	・ 設計費用の 2/3 (限度額 200 万円) (管理組合が申請者であることなど)	
		耐震補強工事	・ 工事費用の 2/3 (限度額 3,000 万円) (管理組合が申請者であることなど) 段階的耐震補強工事に対する助成制度もあります。(限度額 1,500 万円) 詳しくはお問い合わせください。	
	マンション貸	耐震診断	・ 診断費用の 2/3 (限度額 200 万円)	
		補強設計	・ 設計費用の 2/3 (限度額 100 万円)	
		耐震補強工事	・ 工事費用の 2/3 (限度額 1,500 万円)	

※ 助成の対象となるのは、昭和56年5月31日以前に着工された建築物です。

※ 木造住宅の助成については、区内業者などに発注する工事などを対象とします。

<問合せ先> 都市整備部 建築課 耐震化推進係 電話 3546-5459

4 住宅の耐震補強工事等との併行改修工事費用助成

住宅の耐震補強工事等とあわせて行う耐震補強以外の工事に要する費用の一部を助成します。

1. 対象経費
耐震補強工事等とあわせて実施する住宅改修工事
2. 助成金の限度額等
対象経費の 1/2 (限度額 50 万円)
3. 所得制限
区営住宅申込資格の年間所得金額以下

※ 助成の対象となるのは、昭和56年5月31日以前に着工された建築物です。

<問合せ先> 都市整備部 建築課 耐震化推進係 電話 3546-5459

5 耐震化アドバイザー派遣

大地震発生時の建物被害を防ぐため、耐震の専門家をアドバイザーとして派遣し、耐震化に関する疑問にお答えします。

1. 対象建物
昭和56年5月31日以前に着工された建物（緊急輸送道路沿道建築物は除く）
2. 対象者
対象建物の所有者（複数所有の場合は代表者）または、賃借人
3. 派遣回数
木造建物3回まで 非木造建物5回まで
4. 利用方法
特定の様式にて、申し込む。
5. 費用
無料

<問合せ先>

都市整備部 建築課 耐震化推進係

電話 3546-5459

6 自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成

地球温暖化対策として、自然エネルギー及び省エネルギー機器等の普及を促進するため、機器等の導入費に対して助成を行っています。

	対象機器	建築物	対象者	一般助成	
				助成単位	限度額
自然エネルギー機器	太陽光発電システム	住宅	居住者	出力 1kW 当たり 100,000 円	350,000 円
		共同住宅 (共用部)	共同住宅 所有者 管理組合		1,000,000 円
	蓄電システム		住宅	居住者	蓄電容量 1kWh 当たり 10,000 円
省エネルギー機器等	家庭用燃料電池システム (エネファーム)	住宅	居住者	導入費の 20%	250,000 円
	高反射率塗料等 (屋上・屋根用高反射率塗 料、窓用日射調整フィルム、 窓用コーティング材)	住宅	居住者		100,000 円
		共同住宅 (共用部)	共同住宅所有者 管理組合		350,000 円
	LED ランプ	共同住宅 (共用部)	共同住宅所有者 管理組合		300,000 円

- ※ 工事を行う 2 週間程度前に助成金の申請手続きを行ってください。
- ※ リースや中古品の購入は助成対象外です。
- ※ 令和 6 年 3 月末までに限り、上表より助成単位及び助成限度額を原則 2 倍に拡充しております。
- ※ 住宅に導入する場合には、「中央エコアクト」の取組特典を受けることができる者に対し助成金交付額の上乗せが適用されます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

<問合せ先> 環境土木部 環境課 ゼロカーボン推進係 電話 3546-5654・5628

7 民間施設の緑化助成

区内の緑の総量を増やすため民間施設や個人宅における接道部、屋上等の緑化及び既存樹木等の保護育成に対し、必要な経費の一部について助成を行っています。

助成対象	限度額
新たに緑化する地上部や屋上・壁面の緑化事業	200万円 (中央区二酸化炭素排出抑制システム実施要綱に基づく取組を行っている場合、210万円)
幹回り120cm以上の樹木の保護育成	1本1万円(10万円まで)

<問合せ先> 環境土木部 水とみどりの課 緑化推進係 電話 3546-5434

8 建設リサイクル法に基づく分別解体等の義務

解体工事及び建設工事等を行う際には、建設廃棄物の分別・リサイクルが義務付けられ、工事着手の7日前までに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づき、届出が必要となります。建築物の規模により届先が異なりますのでご注意ください。

対象建設工事の種類	規模の基準	
建築物の解体	建築物の床面積の合計	80㎡以上
建築物の新築・増築	建築物の床面積の合計 (増築は当該工事に係る部分)	500㎡以上
建築物の修繕・模様替 (リフォーム等)	請負代金(税込)の額	1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等 (土木工事等)	請負代金(税込)の額	500万円以上

<問合せ先>

- ・建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

→東京都 都市整備局 市街地建築部 建築指導課 電話 5388-3373

- ・建築物の床面積の合計が1万平方メートル以下のもの

→中央区 都市整備部 建築課 建築調整係 電話 3546-5463

9 住宅瑕疵担保履行法

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が公布され、平成21年10月1日以降の新築住宅を引き渡す宅建業者及び建設業者に対して、主要構造部分等の瑕疵担保責任履行のための資力確保(保険への加入または保証金の供託)が義務づけられました。これにより、事業者が倒産などで補修等ができない場合には、補修等の費用を保険法人または供託所に請求することができるので、新築住宅を安心して取得できます。住宅を取得される際には、その住宅が保険や供託の措置をとられているか確認しましょう。

<問合せ先>

住まいるダイヤル 電話 0570-016-100(ナビダイヤル)/3556-5147

10 住宅保証制度

住宅完成保証制度

建築業者の倒産などにより工事を継続できなくなった場合に、住宅の完成に向け、「増加した工事費用の保証」「前払金の損害の保証」「引継業者のあっせん」をする制度です。新築一戸建住宅が対象です。

<問合せ先>

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
住宅保証機構（株）

電話 5989-1648

電話 6435-8870

11 住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅の性能の表示及び評価方法について、共通のルールが定められました。任意の制度ですが、住宅を取得しようとする方にとっては、性能評価を受けた住宅の相互比較が可能となり、評価内容を契約書に反映させることもできます。また、紛争が生じた場合は、裁判によらずに円滑・迅速で専門的な紛争処理が受けられます。

<問合せ先>

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

電話 5989-1938